



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- |    |   |              |   |
|----|---|--------------|---|
| 84 | 特定非営利活動法人の設立認証の申請                                   | (県民生活課)..... | 1 |
| 85 | 〃   | ( 〃 ).....   | 2 |
| 86 | 保安林の指定施業要件の変更                                       | (森林整備課)..... | 2 |
| 87 | 道路の区域変更   | (道路保全課)..... | 2 |
| 88 | 平成31年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に<br>必要な資格等 | (教育委員会)..... | 3 |

### ○ 選挙管理委員会告示

- |   |                                     |       |   |
|---|-------------------------------------|-------|---|
| 2 | 政治団体の届出事項の異動の届出                     | ..... | 5 |
| 3 | 政治団体の解散の届出                          | ..... | 6 |
| 4 | 政治団体の設立の届出                          | ..... | 6 |
| 5 | 和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 | ..... | 6 |

### ○ 公告

- |  |      |              |   |
|--|------|--------------|---|
|  | 入札公告 | (教育委員会)..... | 8 |
|--|------|--------------|---|

### ○ 監査公表

- |  |         |       |    |
|--|---------|-------|----|
|  | 監査公表第3号 | ..... | 11 |
|--|---------|-------|----|

## 告 示

### 和歌山県告示第84号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成31年2月8日まで縦覧に供する。

平成31年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成31年1月8日

#### 2 名称

特定非営利活動法人めぐみ福祉会

#### 3 代表者の氏名

藤井寛子

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山字宮ノ浦527番1

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、発達障害の子供及びその家族など支援を必要とする住民に対して、放課後等デイサービス事業、ならびに、障がい者に対して、生活介護等障害者支援事業に関する事業を行い、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社

会参加と福祉の増進を支援し地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第85号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成31年2月18日まで縦覧に供する。

平成31年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成31年1月16日

2 名称

特定非営利活動法人さんどう

3 代表者の氏名

吉田泰士

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市木枕228番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山市山東地域の里地里山環境を活かし、空き家や耕作放棄地などの課題解決、またこの環境を活かした住民の活気あるコミュニティ形成を促進し、持続可能な魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市森小手穂字相方175番1地先から同市森小手穂字相方221番1地先	旧	14.40 } 176.80	180.00	
同上	新	14.40 } 176.80	180.00	

## 和歌山県告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成31年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

平成31年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

## (2) 契約期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成31年1月25日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員並びにその支店及び営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法

律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であること。
- (9) 次のいずれかの実績を有する者であること。
  - ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。)を運行した実績
  - イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績(民間企業等の実績を含む。)

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
  - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
  - オ 直近1事業年度分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
  - カ 使用印鑑届
  - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
    - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
    - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
  - ク 業務経験等証明書
  - ケ 誓約書
  - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
  - サ 2の(9)に掲げる実績を有することを証明する書類
- (2) (1)のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成31年1月25日(金)から同年2月25日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成31年1月25日(金)から同年2月20日(水)までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成31年1月25日(金)から同年2月26日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成31年3月7日（木）までに送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成31年3月20日（水）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成31年3月26日（火）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年1月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県ふるさと振興支 部	大江康弘	主たる事務所の 所在地	西牟婁郡白浜町堅田2497 -112	和歌山市砂山南4-1-34 オリエント砂山2F I 号	平成 30. 12. 25
		会計責任者	増田平八郎	楠本徹男	平成 30. 12. 25

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
中村まき後援会	奥村明春	会計責任者	松尾美男	吉田小雪	平成 30. 11. 26
川端康史を支援す る会	穂谷凌	代表者	穂谷凌	脇本和人	平成 30. 12. 10
山田好雄後援会	富村健次	会計責任者	穂谷凌	脇本和人	平成 30. 12. 10
森下誠史後援会	阪本綾子	主たる事務所の 所在地	日高郡美浜町吉原890-26	日高郡美浜町三尾110	平成 30. 12. 25
大江康弘後援会	吉川保雄	主たる事務所の 所在地	西牟婁郡白浜町堅田2497 -112	和歌山市砂山南4-1-34 オリエント砂山2F I 号	平成 30. 12. 25
		会計責任者	増田平八郎	楠本徹男	平成 30. 12. 25
紀の国政治経済同		主たる事務所の 所在地	西牟婁郡白浜町堅田2497 -112	和歌山市砂山南4-1-34 オリエント砂山2F I 号	平成 30. 12. 25

友会	大江康弘	会計責任者	増田平八郎	楠本徹男	平成 30.12.25
みず慎太郎後援会	三栖由紀子	代表者	三栖由紀子	三栖昇	平成 30.4.19

**和歌山県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年1月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
田淵勝平後援会	山本文治	平成 30.12.19
てらもと眞一後援会	小谷一郎	平成 30.12.19
紀南青年政治研究会（南政会）	増田平八郎	平成 30.12.25

**和歌山県選挙管理委員会告示第4号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年1月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
垣内憲一とチャレンジ!そして橋本市が変わる会	大西英樹	大西美香	橋本市小峰台二丁目12番26	平成 30.11.19
大坂かずひこ後援会	大坂昇	大坂広江	新宮市神倉一丁目9番1号	平成 30.12.10
杉山としお後援会	門眞一郎	石井仁	紀の川市嶋127-1	平成 30.12.12

**和歌山県選挙管理委員会告示第5号**

平成30年11月25日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年11月25日執行 和歌山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 29,961,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	仁坂 吉伸	所属党派	無所属	期間	10月2日から 12月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	寺本 吉孝					

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)</p> <p>高垣 太郎 会社役員 30,000 円</p> <p>日本商工連盟 政治団体 100,000 円</p> <p>和歌山県医師連盟 政治団体 1,000,000 円</p> <p>仁坂吉伸後援会 政治団体 3,000,000 円</p> <p>久保 義和 会社役員 1,000,000 円</p> <p>久保 晋典 会社役員 1,000,000 円</p> <p>村田 弘至 会社役員 200,000 円</p> <p>和歌山県薬剤師連盟 政治団体 300,000 円</p> <p>黒松 俊樹 僧侶 30,000 円</p> <p>北畑 忍 会社役員 1,000,000 円</p> <p>その他の寄附 円</p> <p>その他の収入 25,620 円</p> <p>今回計 7,685,620 円</p> <p>前回計 円</p> <p>総計 7,685,620 円</p>	<p>支出</p> <p>人件費 1,642,450 円</p> <p>家屋費 2,005,758 円</p> <p>選挙事務所費 1,766,658 円</p> <p>集会会場費 239,100 円</p> <p>通信費 28,455 円</p> <p>交通費 21,270 円</p> <p>印刷費 2,149,200 円</p> <p>広告費 666,900 円</p> <p>文具費 29,312 円</p> <p>食糧費 456,519 円</p> <p>宿泊費 627,930 円</p> <p>雑費 1,033,540 円</p> <p>今回計 8,661,334 円</p> <p>前回計 円</p> <p>総計 8,661,334 円</p>
---	--

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	772,200 円
	ポスターの作成	945,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,717,200 円

報告書受理年月日	平成30年12月10日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	仁坂 吉伸	所属党派	無所属	期間	11月19日から 12月21日まで	第2回分
出納責任者氏名	寺本 吉孝					

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)</p> <p>その他の寄附 件 円</p> <p>その他の収入 件 円</p> <p>今回計 円</p> <p>前回計 7,685,620 円</p> <p>総計 7,685,620 円</p>	<p>支出</p> <p>人件費 円</p> <p>家屋費 205,152 円</p> <p>選挙事務所費 円</p> <p>集会会場費 205,152 円</p> <p>通信費 円</p> <p>交通費 円</p> <p>印刷費 円</p> <p>広告費 298,484 円</p> <p>文具費 円</p> <p>食糧費 円</p> <p>宿泊費 円</p> <p>雑費 225,831 円</p> <p>今回計 729,467 円</p> <p>前回計 8,661,334 円</p> <p>総計 9,390,801 円</p>
---	---

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	772,200 円
	ポスターの作成	945,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,717,200 円

報告書受理年月日	平成30年12月25日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	畑中 正好	所属党派	無所属	期間 10月15日から 11月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	下村 雅洋				

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	129,000 円
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	政治団体	1,686,620 円	家屋費	459,159 円
			選挙事務所費	459,159 円
			集会会場費	円
			通信費	28,474 円
			交通費	64,477 円
			印刷費	1,518,367 円
			広告費	461,445 円
			文具費	2,618 円
			食糧費	78,153 円
その他の寄附		円	休泊費	239,740 円
その他の収入		円	雑 費	80 円
今回計		1,686,620 円	今回計	2,981,513 円
前回計		円	前回計	円
総 計		1,686,620 円	総 計	2,981,513 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	456,300 円
	ポスターの作成	838,593 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,294,893 円

報告書受理年月日	平成30年12月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公 告

### 入 札 公 告

平成31年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成31年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度

(2) 業務の名称

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

(3) 業務の内容



仕様書による。

(4) 業務履行場所

仕様書による。

(5) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成31年和歌山県告示第88号に規定する平成31年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

平成31年1月25日（金）から同年3月7日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、平成31年1月25日（金）から同年2月20日（水）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 3-A会議室

(2) 日時

平成31年2月19日（火）午後3時40分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の（1）に同じ。

イ 入札日時

平成31年3月8日（金）午後2時50分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者とした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者とした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

##### (1) 契約の締結と予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る平成31年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

##### (2) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ア 名称  
和歌山県教育庁教育総務局総務課
- イ 所在地  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-3642  
ファクシミリ番号 073-432-4517

(3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 1 April 2019 - 31 March 2020)

(2) Date and time for tender :

2:50 P.M. Friday 8 March 2019

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,  
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan  
TEL 073-441-3642  
FAX 073-432-4517

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年11月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 中 村 裕 一  
和歌山県監査委員 中 本 浩 精

## 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	平成30年11月29日
紀南県税事務所	〃
紀南児童相談所	〃
田辺産業技術専門学院	〃
南紀白浜空港管理事務所	〃
給与福利課紀南分室	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

## ア 西牟婁振興局地域振興部

平成29年4月の支出票で歳入歳出外現金として受け入れた所得税相当額について、納付が遅延していたので、今後このようなことのないよう、関係機関への注意を徹底するとともに、事務の厳正な執行に努められたい。

## イ 西牟婁振興局農林水産振興部

職員による通勤手当の不正受給及び公用車を私的に使用する不正行為が発覚したが、今後このような事態が生じることのないよう、通勤手当の確認及び公用車の厳正な管理に万全を期されたい。

## (2) 注意事項

## ア 西牟婁振興局地域振興部

(ア) 扶助費に係る前渡資金精算票において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 過年度支出の支出負担行為において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。

## イ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約1,416万円となっており、前年度末に比し約754万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約407万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 複写料金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 資金前渡職員不在時における前渡資金支払調書の決裁において、資金前渡職員の上司が決裁していない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 決裁後の生活保護費返還金の収入調定票（集合）について、再度決裁を受けずに調定額を訂正していたので、適正に処理されたい。

## ウ 西牟婁振興局農林水産振興部

(ア) 平成29年4月の支出票で歳入歳出外現金として受け入れた所得税相当額について、納付が遅延していたので、今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努められたい。

(イ) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たさないにもかかわらず、早朝出発を命令し旅費を支出している事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 支出負担行為即支出命令の支出票において、当該書類及び添付書類を紛失している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 建設工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されているにもかかわらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づく書面の変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 公文書開示手数料の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となってい

る事例があったので、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局建設部

(ア) 現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成29年度末で約857万円となっており、前年度末に比し約28万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 会計管理者への合議がなされていなかった。

b 未収金の督促等滞納整理を外部委託していた。

(エ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されているにもかかわらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面の変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 工事完成検査の結果通知が大幅に遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 解体撤去工事において、不備がある施工体制台帳を受理している事例があったので、適正に処理されたい。

(ク) 漁港施設に係る使用料において、未収金の督促等滞納整理を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 紀南県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に尽力されているところであり、収入率は96.3%と前年度末に比し0.5ポイント増加しており、平成29年度末の収入未済額も約2億3,571万円と、約4,585万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 滞納処分執行停止が3年間継続し、納税義務が消滅した滞納者の未収金において、当該停止から納税義務が消滅するまでの間、その停止に係る事実が継続しているか否か確認していない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 紀南児童相談所

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約229万円となっており、前年度末に比し約14万円増加している。

今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 郵便切手類使用簿について、四半期ごとの現物確認を行っていないので、適正に処理されたい。

(ウ) 過年度支出の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったので、適正に処理されたい。

キ 田辺産業技術専門学院

平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ク 南紀白浜空港管理事務所

(ア) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていないにもかかわらず、変更契約書に変更する条項として記載している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 土木使用料（空港用地）において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 前渡資金受払計算書において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 出納員の決裁が漏れていた。

b 計算書が未作成であった。

ケ 和歌山県立神島高等学校

設備修繕の契約において、契約保証金受入前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立南紀高等学校

(ア) 卒業証明書交付手数料の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 契約保証金において、歳入歳出外現金の受入れの決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行している事例があったので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県田辺警察署

手数料の随時資金前渡に係る支出負担行為票について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。